

北上市中山間地域等直接支払交付金交付規則の一部を改正する規則

北上市中山間地域等直接支払交付金交付規則（平成27年北上市規則第36号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別表（第4条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">[略]</div> <p>備考</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 同一農用地を対象として複数の加算の交付を<u>受ける</u>協定については、加算を適用する順序を決定するとともに、同一農用地に最初に適用される加算以外の加算について、10aあたり1,000円を減じた額とする</p> <p>4・5 [略]</p> <p>6 次のいずれかに該当する場合の交付単価は、当該単価に10分の8を乗じた額とするとともに、加算措置は適用しないものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 実施要領第6第2第2号イの自作地を対象としている個別協定において協定農業者等が農用地の権原を有する者との間で農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）<u>第4条第4項第1号</u>に規定する農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項を実施しない場合</p>	<p>別表（第4条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">[略]</div> <p>備考</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 同一農用地を対象として複数の加算の交付を<u>受けようとする</u>協定については、加算を適用する順序を決定するとともに、同一農用地に最初に適用される加算以外の加算について、10aあたり1,000円を減じた額とする。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>6 次のいずれかに該当する場合の交付単価は、当該単価に10分の8を乗じた額とするとともに、加算措置は適用しないものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 実施要領第6第2第2号イの自作地を対象としている個別協定において協定農業者等が農用地の権原を有する者との間で農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）<u>第4条第3項第1号</u>に規定する農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項を実施しない場合</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。